

# 五泉市農業委員会

## 令和4年 第10回 定例総会議事録

会議開催 令和4年10月31日(月) 午後2時00分  
場 所 五泉市福祉会館 3階 大会議室

### 出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

### 欠席委員

14番 羽賀 隆

### 関係説明者

局 長	山口 広也	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について

局 長        それでは、ご案内の時間となりましたので、令和4年第10回定例総会を開催いたします。

              会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長        ～～あいさつ～～

議 長        ただいまから、令和4年 第10回総会を開会いたします。  
              日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、 18人で定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。  
              なお、14番 羽賀 隆 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長        次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

              ～～「異議無し」の声あり～～

議 長        「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。  
              次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

              ～～「異議無し」の声あり～～

議 長        それでは、議席番号11番 小泉和吉 委員、15番 阿部伸由 委員にお願いします。  
              また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。  
              続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。  
              調査班の班長15番 阿部伸由 委員から報告してもらいます。

調査班長（阿部伸由 委員）

              はい議長。議席番号15番、現地調査班 阿部です。

              優良農地の保全と確保、無断転用の防止として10月の農地パトロールを実施しました。

              本日9時30分から私ほか、金山 推進委員、星野 推進委員、齋藤穂秋 推進委員と、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

              五泉地区では、一本杉、郷屋川2丁目、赤海2丁目、寺沢1丁目、笹堀。村松地区では、村松字小新保、宮野下、石曾根等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。  
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。  
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。  
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。  
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数1件で、売買が1件となります。  
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこと  
としまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い  
たします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。譲  
受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積208㎡を議案書記載の金額で売買するもの  
です。

4 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を  
満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（阿部伸由 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は村松字小新保地内の畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありまし  
たらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。  
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定

することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数5件で、売買が1件、贈与が2件、賃貸借が2件であります。

7ページをご覧ください。番号1番は宮野下地内の畑1筆、面積343㎡を個人住宅用地とする永久転用案件で、売買となります。

16ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-a-(a)」であります。申請地は、宮野下地内の農地で、上水道、下水道が埋設された地域であって、おおむね500m以内に公共施設、具体的には愛宕小学校と村松体育館があるため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号2番は赤海2丁目地内の畑2筆、合計面積414㎡を個人住宅用地とする永久転用案件で、親子間の贈与となります。

22ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、赤海2丁目地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号3番は郷屋川2丁目地内の田1筆、面積166㎡を個人住宅用地とする永久転用案件で、親子間の贈与となります。

28ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。申請地は、郷屋川2丁目地内の都市計画用途地域内のため、第3種農地と判定されます。第3種農地は原則的に転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

7ページに戻っていただき、番号4番から番号8番はひとつの案件であります。笹堀地内の田13筆、合計面積11,140㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

35 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

9 ページをご覧ください。番号9番と番号10番はひとつの案件であります。一本杉地内の田3筆、合計面積2,345㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

42 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (阿部伸由 委員)

はい議長。説明いたします。

番号1番は宮野下地内の休耕畑、番号2番は赤海2丁目地内の休耕畑、番号3番は郷屋川2丁目地内の休耕畑、番号4番から番号8番は笹堀地内の田、番号9番と番号10番は一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

45 ページをご覧ください。 今月は2件の申し出がありました。

番号1番と番号2番の内容については、令和4年10月17日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番と番号2番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積3,564㎡。番号2番は、合計面積1,159㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

47 ページの番号1番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、「通常案件」の番号1番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。  
47 ページをご覧ください。番号 1 番は、新規の利用権設定の案件です。  
番号 1 番は、合計面積 2,042 m<sup>2</sup>。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。  
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。  
「通常案件」の番号 1 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 1 番は、原案のとおり決定されました。  
関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議長 続きまして、「通常案件」の番号 1 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。  
今月の通常案件は、先程、ご審議いただいたものを含め、14 件、その内、賃貸借の新規は 4 件、再設定は 10 件の申し出がございました。  
47 ページをご覧ください。  
番号 1 番を除く、番号 2 番から番号 4 番は、新規の利用権設定案件です。  
番号 2 番は、合計面積 13,012 m<sup>2</sup>、番号 3 番は、合計面積 673 m<sup>2</sup>、番号 3 番は規定面積を満たしておりませんが、50 ページをご覧ください。再設定案件の番号 5 番と同時申請しており、これらの合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。  
番号 4 番は、面積 2,471 m<sup>2</sup>。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、50 ページをご覧ください。

番号 5 番から番号 14 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

この案件には、委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

57 ページに記載の番号 2 番と、167 ページに記載の番号 151 番は関係 委員が関係します。議事参与の制限により大横 委員は退室をお願いします。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

57 ページ並びに 167 ページをご覧ください。

番号 2 番、番号 151 番は、若宮地区における土地改良事業に伴う、農地中間管理機構への農地貸借の案件となります。

57 ページをご覧ください。番号 2 番は、合計面積 3,932 m<sup>2</sup>を議案書記載の金額で貸し借りするものです。

続きまして 167 ページをご覧ください。番号 151 番は、面積 201 m<sup>2</sup>を使用貸借するものです。



この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員 はい。

議長 はい、今井 委員。

今井聡 委員

3番、今井です。これは確認なのですが、賃貸借と使用貸借がありますが、この違いは何なんでしょうか。

議長 松村主査。

松村主査 はい、お答えします。今回の案件につきましては、若宮地区の圃場整備の関連でして、全て中間管理機構を通じて貸借することが条件となっております。

そのため、賃貸借については法人への貸付を予定しており、使用貸借については自分自身への貸付という形となります。

今井聡 委員

今後五箇地区の圃場整備も予定されている訳ですが、それについても同様の手続きとなるのでしょうか。

議長 松村主査。

松村主査 その予定となっております。

今井聡 委員

分かりました。

議長 ほかにありませんか。

小泉和吉 委員 はい。

議長 はい、小泉 委員。

小泉和吉 委員

11番、小泉です。1点お聞かせください。今回の圃場整備に関連する手続きにつきまして、事務局の作業はどれくらいかかっているのでしょうか。

議 長 松村主査。

松村主査 はい、お答えします。事務局としましては、入力作業に約1カ月ほどかかっております。

小泉和吉 委員  
分かりました。

議 長 ほかにありませんか。  
  
～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。  
「農地中間管理事業案件」の番号2番と番号151番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号2番と番号151番は、原案のとおり決定されました。  
関係 委員は入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」の番号2番と番号151番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。  
57ページをご覧ください。今回は、先ほどご審議いただいた案件を含め、165件となっております。

全て若宮地区の土地改良事業に伴うもので、総面積、631,687.47㎡、総筆数803筆を中間管理機構へ貸付けるものです。

番号2番と番号151番を除く、番号1番から番号165番は、農地中間管理機構への

農地貸借で、議案書記載のとおりであります。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」の番号2番と番号151番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」の番号2番と番号151番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

議長 以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもちまして、令和4年第10回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時30分 閉会)